

第4号様式（第9条関係）

令和5年 4月 12日

日進市議会議長 宛て

議員名 舟橋 よしえ

令和4年度政務活動費収支報告について

日進市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項に基づき、別紙のとおり
令和4年度政務活動費収支報告書を提出します。



令和4年度政務活動費収支報告書

議員名 舟橋 よしえ

1 収 入
政務活動費 150,000 円

2 支 出 32,168 円

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費	0	
研 修 費	24,000	研修会3件参加費
広 報 費	0	
広 聴 費	2,668	意見交換会会場費等
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	5,500	日本教育新聞購読料
合 計	32,168	

3 残 額 117,832 円

参考 第1号様式

政務活動事業実績報告書

議員氏名 舟橋 よしえ

令和4年度政務活動費に係る事業実績報告書を次のとおり提出します。

年 月 日	事 業 名	事 業 概 要 及 び 成 果 等
令和4年7月14日	マニフェスト大賞 2022キックオフ研修会「ローカル・マニフェストで地域から日本を変える」	1 主催者 ローカル・マニフェスト推進連盟 マニフェスト大賞実行委員会 2 会 場 早稲田大学及びオンラインによる実施 (私は自宅からオンライン参加) 3 参加者 102名 (オンライン参加45名) 4 概 要 別紙添付資料①の通り
令和4年11月18日	セミナー「議会における個人情報保護条例の解釈と運用」	1 主催者 (株) 地方議会総合研究所 2 会 場 京都経済センター&オンラインによる実施 (私は自宅からオンライン参加) 3 参加者 34名 (オンライン参加者17名) 4 概 要 別紙添付資料②の通り
令和5年1月31日	シリーズ・マニフェスト大賞2022オンライン研修会 「議会改革と課題解決の最前線～第一弾:市議会改革編」	1 主催者 ローカル・マニフェスト推進連盟 マニフェスト大賞実行委員会 2 会 場 完全オンライン (私は自宅からオンライン参加) 3 参加者 66 名 4 概 要 別紙添付資料③の通り

年 月 日	事 業 名	事 業 概 要 及 び 成 果 等
令和 4 年 5 月 22 日	会派議会報告& 市民との懇談会	1 会 場 日進市民会館 2 階視聴覚室 2 参加者 12 人 (会場参加 7 名+オンライン 5 名) 3 概 要 5 月 17 日に開催された臨時議会について、正副議長、正副委員長決めの報告と共に、議会役職 4 年間の状況も報告した。さらに、日進北中での美術の評定問題についても、市民の皆さんと意見交換を行った。
令和 4 年 9 月 23 日	会派議会報告& 市民との懇談会	1 会 場 日進市民会館 2 階視聴覚室 2 参加者 13 人 (会場参加 5 名+オンライン 8 名) 3 概 要 9 月定例議会に上程されている令和 3 年度決算の認定議案と一般会計補正予算(第 5 号)を中心に報告し、市民の皆さんから意見をお聞きした。説明の際には、委員会で出された資料をスクリーンに映し出しながら説明を行った。道の駅整備事業、スマート IC 整備事業についても、進捗状況を説明し、意見交換を行った。
令和 4 年 12 月 17 日	会派議会報告& 市民との懇談会	1 会 場 日進市民会館 2 階視聴覚室 2 参加者 11 人 (会場参加 8 名+オンライン 3 名) 3 概 要 12 月定例議会に上程されている議案を説明し、市民の皆さんから意見をお聞きした。特に、議員及び市長ら三役の期末手当引き上げ議案に会派として反対の意向であることについて、その理由をお話し、市民の皆さんと意見交換した。令和 4 年度から引き上げることについては疑問の声をお聞きすることができ、討論に活かすことができた。

マニフェスト大賞 2022 キックオフ研修会 ローカル・マニフェストで地域から日本を変える

日 時：2022 年 7 月 14 日（木）午後 1 時～5 時

会 場：早稲田大学及びオンライン

参加者：102 名（オンライン参加者は 45 名）

主催：ローカルマニフェスト連盟／マニフェスト大賞実行委員会

共 催：早稲田大学マニフェスト研究所

司会進行：齋藤直子（さいたま市議会議員）

基調講演

講師：北川正恭氏（（早稲田大学名誉教授／マニフェスト大会審査委員長）

2003 年、私が三重県知事を辞めた後、知事仲間 6 人で 8 年の軌跡を検証するという内容のシンポジウムを開きました。この時に、4 月の統一地方選でマニフェストを掲げて選挙に臨んで欲しいと言いました。それは、当選後に、文字と数字で検証してくださいということも含めてのこと。マニフェストは選挙公約ではなく、政策公約ということです。1 年毎にどこまで出来たのか、できなかったのかを明らかにして、次の選挙に臨むということをして欲しいと考えたわけです。人口減少社会においては、あれもこれもできるという時代ではなく、こちらは抑えてこっちの事業を進めるということができます。知事を辞めた後、早稲田大学にシンクタンクとして早稲田大学マニフェスト研究所を始めて教授になりました。

民主主義は地方から、そして、常日頃から手入れをしていかないと健全な形を保てない考える訳です。それで、マニフェスト大賞というアワード、首長部門、議会部門、市民部門と 3 つ部門を設けたわけです。

来年で 20 年になります。おかげさまで多くの地方から応募をいただくようになりました。地方分権なので、地方から多くの応募をいただくようになって喜ばしいです。地方議会は、規則を変えられるわけですから、時代に合わなくなってきたら変えることもできる訳です。トヨタが裾野市に「まち」を作り始めましたね。これから、行政の仕事は変わってくることと思います。

本日の研修会で学んでいただいたことは「徹底的にパクリ」すなわち TTP でご自分のところに取り入れてください。どうぞよろしくお願い致します。

実践発表① 昨年度グランプリ受賞

鎌倉市議会議員・出産議員ネットワーク・子育て議員連盟 久坂くにえ

「出産・子育てが政治参画の障壁とならない議会の法規・環境整備の取組」

パワーポイント資料に基づいて報告

2018 年 2 月 10 日出産議員等からの相談窓口開設

→議会で初めて、ただ一人でどこにも相談先がなかった議員からの出産・子育て等に関する相談が多数寄せられ、ネットワークが拡大。約 2 年で 100 名超の当事者ネットワークに。

2018年8月9日「子育て議員連盟」設立・・・女性議員だけの問題ではない。

2018年10月10日・12日全国三議長会へ標準会議規則改正等を要望

2019年10月31日全国市議会議長会研究フォーラムで出産議員ネットワークの活動紹介

2021年1月27日～2月12日全国三議長会で相次いで標準会議規則改正。各議会へ通知。

議員の就労証明の問題で、保育園に入れられない問題については？

私は自営業で出しました。苦勞をされていると思います。新たな課題と認識しております。

実践発表② 議会改革

取手市議会 事務局次長 岩崎弘宜氏

「ICT・AI・住民・議会による新しい民主主義を推進」

四者協定連携で未来へ向かう

①早稲田大学

②一般社団法人地域経営推進センター

③東京インタープレイ株式会社「SideBooks」

④取手市議会・同事務局

オンライン会議でAI字幕→これはだれのもの？

「議会の中に住民がいる 住民の中に議会がある」

→住民が議事録作成

AIの議事録をチェック（リライト）し、意見を述べる高校生も。

取手市議会が中学生と意見交換をしてきたからこそと言ってもらった。

デモテックを進めてきての気づき

「ICT活用をきっかけに、今までの議会改革では切り拓けていなかった場所・人にも可能性が！」
会議録作成の時間の質問

3回の校正をしている。5時に会議が終わったら、5時半には初校ができていて、議員さんに配付できます。その後、音声聞いて校正、そして読み校正、最終校正。以前と比べると業務としては半分以下である。

AIの認識度は私は早口なので85%ぐらいですが、ゆっくりはっきり話されれば100%の認識率です。

実践発表③ 議会改革

町田市議会 議長 戸塚正人氏

「『議案のカルテ』はインターネット上の議会報告会～“議案ごと”にカルテを政策・公開」

町田市議会は比較的若い議員が多い。2月の改選で平均年齢は50歳。出産を理由とした欠席を会議規則に明記したのは2002年であり、育児を2008年に追加した。その時は平均年齢49歳。

ツイッターは2017年3月開始。今年の6月議会で44ツイート

議案のカルテの作成は、議会事務局が行っている。HPへのアップは採決の一週間後。

「議案のカルテ」がないと、市民は気になった議案の審議・審査状況を知りたくても、会議録の公開まで待たなければならない。会議録の中から、さらに知りたい議案にたどり着くのも大変。

「議案のカルテ」の特徴は、①議案の審議・審査状況を「会議ごと」でなく「議案ごと」にまとめ、複数日にまたがる審議・審査を一括でみられる。②本会議での委員長報告を掲載。これにより、委員会での議論が詳しくわかる。③ホームページに素早く公開

町田市議会のホームページ閲覧数は、年間約 60 万件。さらに議会に関心を持ってもらえるようにしたい。

実践発表④ ローカルマニフェスト

長野県高森町長 壬生照玄氏

「住民との“約束”をチェックする～町長マニフェストの評価・検証～」

壬生町長のマニフェストづくりでは、「なんでもかんでも行政はやれない！」だから、行政がすること・町民が頑張ることを明確にし、「頑張ると言ってくれる『人財』を育てるマニフェストにしよう！→高森町の将来像「になりたい「あなた」に会えるまち」日本一のしあわせタウン高森」マニフェストのチェックは①自己評価（1年ごとに行い、評価書をHPで公開）②外部評価（4年目にマニフェスト研究所に依頼して行う。評価会議はオンライン中継。評価書をHPで公開）

質疑応答

町民の反応は？

コロナでキャンプ場をもっと活用しろという意見が町に寄せられ、だったら自分たちでやってくださいとお話して、今年度から指定管理者制度でやっています。

小中学生

高森町のことをきちんと知って欲しいと思っている。小5と中2で町長へ提案するということをしています。事例としては町内にある竹林を何とかして欲しいという話から、子どもたちと竹林伐採をして、流しそうめんをしてギネスに挑戦ということもやっている。子どもたちの提案は実現するんだと強い意思でやっている。

実践発表⑤ ローカルマニフェスト

横浜市議会 よこはま自民党 黒川勝氏

「マニフェストを起点とした新たな市民との政策形成」

議会の会派として Decidim を日本で初めて活用。きっかけは、昨年1月の住民投票条例の否決。これは、立民共産提案、自公で否決となったが、不十分な住民説明で賛否のみを諮ることの危険性を実感し、市民意見集約システムの必要性を痛感したから。

合意形成の先進事例として、バルセロナ市の参加型まちづくりのためのプラットフォーム Decidim Barcelona を学ぶ。

よこはま自民党は市民と共に政策を実現するプラットフォーム「横浜みらい創生プラットフォーム」を立ち上げた。詳しくはサイトを見て欲しい。

実践発表⑥ ローカルマニフェスト

よこすか未来会議 横須賀市議会議員 高橋英昭氏 嘉山氏

「会派マニフェストと政策形成のPDCAサイクル推進」

Zoom のブレイクアウトルームを活用して、コロナ下においても、オンラインでテーマ別の未来会議を開催している。2020 年 6 月からこれまでに 16 回開催してきている。オンライン開催により、大学生などの若年層の参加率が高まった。夜間開催も実施できている。2 カ月に 1 回程度のオンライン広聴会を開くことができているので PDCA サイクルに厚みが出来ている。

来年の統一地方選挙に向けて、3 月にはマニフェスト最終検証を行う予定としている。

実践発表⑦ ローカルマニフェスト

岡山市議会議員、公明党岡山市議団 林敏宏氏

「会派マニフェストの作成意義と効果について」

今後の岡山市にとって必要な政策を、行政よりも先に行く市民目線の政策プランを、少子高齢・人口減少への対策をテーマとして会派マニフェストを作成

政策提言書「岡山市民未来創生プラン」

- ・政策アドバイザーとして有識者（馬居正幸静岡大教授）と契約
- ・岡山市民 1 万人を対象としたアンケート調査を実施
- ・市民・市職員・当事者(NPO 等)への聞き取り調査
- ・専門的なデータ分析
- ・調査・研究・広報等の経費は全て政務活動費を活用

4 年間かけて調査・作成、2014 年 5 月完成。プランは「公平」「公正」「公開」をモットーに、誰も反対できないものに。プラン 1「まちづくり」プラン 2「子育て、女性や若者」プラン 3「市民協働」本編 155 ページと概要版 16 ページ。

2014 年に第 9 回マニフェスト大賞優秀成果賞を受賞。

会派としての取り組みから議会全体へ。全会派が政策提言を実施。議会として政策立案の機運醸成へ

実践発表⑧ シティズンシップ

公益社団法人日本青年会議所ベビーファースト委員会 委員長 新田洋太朗氏

「公開討論会の広がりとしティズンシップ推進～取り組みの成果と展望～」

2021 年度衆院選では、ネット討論会として全国すべてで完全オンラインの討論会を実施。2022 年度参院選では、実施開催、オンライン開催にて実施。

従来型公開討論会は、SNS の普及により手法に課題が多い。とりわけ子育て世代に候補者の声を届けるためには別の手法が必要。

公開討論会に代わる政治参画事業①

「子育ての困りごとを政治に届けようプロジェクト」

子育て世代と地方議員、行政担当者のオンライン意見交換会を全国 5 県で開催。

公開討論会に代わる政治参画事業②

「ニコニコ共和国模擬大統領選挙事業」（福島県二本松市）の取り組み

二本松市の岳温泉のニコニコ共和国を 2022 年 7 月 2 日の一日限りで復活させ、大統領選挙を実施。立候補者は二本松市の中学生男女 8 名。まちづくりや青少年育成、市民の政治参画意識向上の一環としても効果を発揮。

社会の当事者を育てるために、次世代や子育て世帯の政治参画が当たり前になるような運動を続けていきたい。

所感（成果）

議会改革だけでなく、地域のまちづくりという視点からの「ローカル・マニフェスト」の実践発表は、これからの時代に必要な示唆に富んでいると感じた。受講前は、町田市議会の「議案のカルテ」のことを一番に知りたいという気持ちであったが、「議案」を市民にわかりやすい視点で公開することの必要性を確かに感じた。ただ、この取り組みを日進市で行うと考えた時、市民は本当に必要と感じているのかどうか、そこの意見を聴くことが、真の議案のカルテ活用に繋がるようにも感じた。

また、会派単位でローカル・マニフェストに取り組んでいる事例を学び、大きな刺激を受けた。先ずは会派単位で行い、全ての会派が政策提言を行うようになった岡山市議会のような事例があることから、会派として予算要望だけでなく、政策提案についての取り組みも進めていきたいと思った。

先進事例に学びながら、少しでも市民に近い議会となるように、議会改革を進めていかなければと改めて認識できた研修会であった。

セミナー「議会における個人情報保護条例の解釈と運用」

日 時：2022 年 11 月 18 日（木）午後 2 時～5 時

会 場：京都経済センター及びオンライン

参加者：34 名（オンライン参加者は 17 名）

主 催：（株）地方議会総合研究所

講 師：廣瀬和彦氏

基本的なところから

1. 令和 3 年個人情報保護法の改正

デジタル社会形成整備法に基づく改正＝官民を通じた個人情報保護制度の見直し

※地方公共団体等関係は令和 5 年 4 月 1 日施行予定

2. 個人情報保護法改正の背景

・今般、新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針。これに伴い、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避→個人情報等の適正な取扱いに万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め、一元的に監視監督する体制の確立が必要。

・デジタル社会の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化 →データ利活用の支障となり得る現行法制の不均衡・不整合を是正する必要。

・国境を超えたデータ流通の増加を踏まえ、GDPR 十分性認定への対応を始めとする国際的な制度調和を図る必要性が一層向上。

3. 個人情報保護法改正の概要①

・個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の 3 本の法律を 1 本の法律に東郷するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。

・個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

・学術分野、医療分野について略

4. 改正の骨子（地方自治体関係）

・改正後の法律は、地方公共団体の期間・地方独立行政法人にも直接適用。ただし、議会については適用除外。

5. 個人情報とは

・特定の個人を識別できるもの

- ・個人の身体データ
- ・個人に割り振られる公的な番号

(1) 個人情報の定義

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれる)

→具体例：①生年月日や電話番号などは単体では特定の個人を識別できない情報であるが、氏名などと組み合わせることで特定の個人を識別できるため、個人情報に該当する場合あり②メールアドレスについてもユーザー名やドメイン名から特定の個人を識別することができる場合③個人識別符号を含んだ情報

(2) 要配慮個人情報

要配慮個人情報とは、個人情報の中には、他人に公開されることで、本人が不当な差別や偏見などの不利益を被らないようにその取扱いに特に配慮すべき情報をいう→要配慮個人情報の取得には原則として、あらかじめ本人の承諾が必要

→具体例：人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実のほか、身体障害・知的障害・精神障害などの障害があること、医師等により行われた健康診断その他の検査の結果、保健指導、診療・調剤情報、本人を被疑者又は被告人として逮捕等の刑事事件に関する手続が行われたこと、非行・保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたことの記述などが含まれる個人情報

(3) 個人情報データベース等

個人情報データベース等とは、特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成された、個人情報を含む情報の集合物をいう。その街頭判断基準と具体例は、コンピュータを用いて検索できるように体系的に構成したもの、紙面で処理した個人情報を一定の規則に従って整理・分類し、簡単に検索できるように目次や索引を付けているものが該当。例として五十音順で整理された名簿等。

(4) 個人データ

個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

→具体例：名簿を構成する氏名・誕生日・住所・電話番号などの個人情報

(5) 保有個人データ

保有個人データとは、個人データのうち、個人情報取扱事業者が本人から請求される開示・訂正・削除などに応じることができる権限を有するものをいう。

6. 個人情報・個人データ取扱いにおける基本ルール

- ①勝手に使わない
- ②なくさない、漏らさない
- ③勝手に人に渡さない
- ④問い合わせには対応する

7. 個人データの漏えい等発生の場合の取扱い

漏洩等の事案が発生した場合、又は発生したおそれがある場合→個人の権利や利益を侵害するおそ

れが大きいと、個人情報取扱事業者は、速やかに個人情報保護委員会に報告し、本人へ通知する義務あり→議会には適用なし（個人情報保護法68条）

議長会による条例例・規定例の考え方

議長会の示した条例例は6章と附則で構成され、改正後の個人情報保護法との整合性を勘案し、基本的には新個人情報保護法の第5章の各条の規定に対応するように作成されている。このような規定にしたのは個人情報保護法が直接適用される執行部側と適用されない議会側の保有する個人情報の開示、訂正、利用停止などの手続きや個人情報の取り扱いに関し差異が生じることを避けるためである。また議会の個人情報の対象としては、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定しており、各議員が議員活動において取得する個人情報は対象としていない。

そして機関として負うべき義務を課す場合は議会、個人情報保護にかかる開示や訂正など具体的な手続きや処分等を行う場合の権限行使の主体としては議長を規定している。なお、条例の実施についての施行細目である必要な事項は議長が別に規程において定めることとしている。条例例は一つの例であり、異なる規定や独自の規定を設けることは問題なく、条例ではなく要綱等で規定することも可能。令和5年4月1日から議会を対象とする部分について個人情報保護法が施行される。

個人情報保護条例例における具体的事案

Q：議会の個人情報の保護に関する規律は条例によらなければならないのか。また、議長会から示された条例(例)に拘束されるのか。

A：罰則規定を設けることができないことについて留意の上、各議会において条例以外の異なる形式、例えば要綱等で個人情報に関する規律を設けることもできる。また、制定する条例に条例(例)と異なる規定や独自の規定を設けることも可能。

Q：条例(例)では議員には義務や罰則規定は適用されていないようだが、議員は個人情報保護に関しては、何の責務もないのか。

A：議会としての責務の規定や機関としての議会の義務が条例に規定されているので、議会の構成員たる議員として条例に規定される個人情報の規律を順守する責務はある。

Q：議会においては外国にある第三者への提供は通常考えられないことから、法第71条にある「外国にある第三者への提供の制限」は、条例(例)には規定がないとのことであるが、議員の海外視察等を行う場合に該当し得る可能性があるとして、条例に規定することは差し支えないか。

A：法第71条の適用は外国にある第三者に「利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合」に限られており、議会において本人の同意を得ずにそのような提供をすることは考えがたいこと等から、条例(例)としては規定しないこととされたが、各議会の判断で規定していただいて差し支えない。なお、規定を設けない場合であっても、目的外で第三者に保有個人情報を提供する場合は、条例(例)第12条の規定により制限が設けられているため、留意が必要。

Q：議長が欠けているとき、議長が病気等で事故があるときは、副議長が開示決定等の職務代行をすることができるか。また、その場合、開示決定通知書等の名義は副議長となるか。

A：議長が欠けているときは、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が処分庁となり、開

示決定通知書等の名義は副議長名で行うこととなる。議長が病気等の場合、意思決定ができる状態であれば処分をすることが不可能とはいえないため事故があるときに当たらないが、意思決定ができない状況の場合は、議長に事故があるときとして、同項の規定により副議長が開示決定等の職務代行を行うこととなる。この場合の開示決定通知書等の名義も副議長となる。

個人情報保護条例例の解釈と運用

・第2条では現行の個人情報保護条例では死者の個人情報も個人情報として扱っていたが、保護法では生存する個人に限定しているので条例例でも生存する個人のみを対象とすることとなっている点に注意が必要である。条例例2条1項で「他の情報と容易に照合することができるものそれにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」となっているが、現状の個人情報保護条例では他の情報と照合することができとなっているのがほとんどあり、法律で容易に照合することができという文言がはいっていることから新たに条例例にも入れている。

・改正と現行法との違いは2点ある。①各団体で策定されていた個人情報保護条例では死者の情報も個人情報として取り扱っていた状況があったが、今回の改正個人情報保護法については生存する個人に関する情報として違いがある。②他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含むとされており異なっている。今までは他の情報と照合することができとされていた。容易に追加されている。

・個人情報保護委員会のガイドラインで、「容易に照合することができる」とは通常の事務や業務における一般的な方法で他の情報と容易に照会することができる状態をいい、例えば他の行政機関や事業者への照会を要する場合であって、照合が困難な場合は一般に容易に照合することが困難な状態であるとされている。

・2条2項の個人識別符号として文字、番号、記号とされているが、パスポートの番号や健康保険証の番号のようなものをいう。個人識別符号とはガイドラインでは、当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令で定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる場合は該当するとしている。例としてDNA情報、パスポートの番号、健康保険の番号があたる。また条例例では個人識別符号の詳細は議長が定めるものとしているが、今後規程例で示される。法において政省令で定める事項として執行機関で定める規則となるが、議長は規則を規定できないので規程で定めている。→規程例3条

・2条3項における要配慮個人情報とは、個人情報のうち本人に対しする不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報であり、規程で具体的に定める。
→規程例4条

・2条4項は保有個人情報とは議会事務局職員は職務上作成または取得した個人情報であって職員が組織的に利用するものとして議会が保有するものとしている。議員が含まれていないが、事務局職員がかかわらず議員単独で市職務上作成し、または取得する個人情報は考えにくいこと、議員の職務の範囲は、広範かつ法令上明瞭でないことから議員が職務上作成し取得した情報を保有個人情報に含めると過度に広範な規制になること等からいれていない。

・2条4項で議長については地方自治法104条に基づく事務統理権を有しており、事務局が保有するすべての保有情報に触れることができる立場にあること等から、議長が職務上作成し取得した個人情報も含めるべきとの考えもあるが、議長といえども議員の一員であること、議長の職務と明確に

区別することができないこともあることから除外となっている。

- ・議会が保有する個人情報の例としては、請願・陳情の署名簿や参考人、公述人、直接請求代表者の住民等から提供されたもの、傍聴人名簿、氏名入りの住民アンケートなど議会自身が取得した個人情報、退職した議員を含む議員の経歴などの情報（表彰や年金等）議会事務局職員の人事情報などの考えられるが、執行機関と比べて多くないといえる。ところで議会事務局職員が執行部の職員と併任している事務については議会費の予算執行の事務は執行機関側の法の適用となるので注意が必要。

- ・2条5項は個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合物であり、電子計算機等を用いて体系的に検索することができるように体系的に構成したものであり、また一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を含む個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものも個人情報保護ファイルとするものであり、例えば電子化されていなくてもカード等により人名が容易に検索できる50音順に配列されているものが想定される。具体的には歴代議員名簿や議会事務局職員の名簿などが考えられる。

- ・2条7項は仮名加工情報とは個人情報に含まれる氏名等の記述や個人識別符号の削除などにより他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

→議会が作ることは想定しがたいが受け取ることは想定されるため規定。仮名加工情報は、①個人情報に含まれる記述等を一部を削除すること、②個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除することにより作成することとなる。なお一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により置き換えることを含むとしているが、その復元することができる規則性を有しない方法とは、置き換えた記述等から置き換える前の特定の個人を識別することとなる記述等、または個人識別符号の内容を復元することができない方法のことをいう。

- ・2条8項は匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしものをいう。

→議会が作ることは想定しがたいが受け取ることは想定されるため規定。当該個人情報を復元することができないようにしたものとは通常の方法では匿名加工情報から匿名加工情報の作成のもととなった個人情報に含まれていた特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を特定すること等により特定加工情報を個人情報を戻すことができない情報にすることをいう。これは①個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること②個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除することにより作成することとなる。

- ・個人情報保護法60条で定めている条例要配慮個人情報については条例例で定めていない。条例要配慮個人情報とは地方公共団体が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。仮に執行機関側でこのような条例要配慮個人情報を定めた場合には、条例例の第2条第3項の規定に基づき議長が定める規程中に定めることとなる。

- ・法改正の目的の1つに個人情報の適正かつ効果的な活用があるが、これらの定義は今回の改正により統一されている。仮名加工情報と匿名加工情報は議会が作り出すということ想定されないとされ、議会が外部から受け取ることが想定されるとして条例にその取扱いを規定している。

- ・2条第9項における個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人に関する情報で

あるものの、個人情報、仮 名加工情報、特定加工情報のいずれにも該当しないものをいう。今までの個人情報保護条例では規定されていなかったものである。 個人関連情報とはインターネットを閲覧した際の残された閲覧 履歴やクッキーなどのように提供元では個人情報ではないが提供先では個人情報となるもの、議員にタブレットを貸与している場合におけるタブレットを外部で使用した際の位置情報が議会で管理していれば個人関連情報に該当する。今後議会の ICT 化 が進む中でさらに増えていく情報であるといえる。

- ・ 2 条 1 0 項は特定個人情報についておよび 1 1 項は保有特定個人情報については、マイナンバーを含む個人情報のことである。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、すなわち番号利用法いわゆるマイナンバー法とは、個人情報保護法の特別法となりマイナンバーの取り扱いについては個人情報保護法における個人情報の取り扱いを定めている部分を読み替えることにより規定されている。

- ・ 2 条 1 0 項で個人情報保護法が適用される執行機関はマイナンバー法の規制が直接適用されるが、議会は個人情報保護法が適用にならないので条例中にマイナンバーを含む個人情報の取り扱いを直接規定する必要がある。マイナンバーについては議会が独自 利用することはマイナンバー法で認められていないが、たとえば 旧議員年金の事務のためなど委任又は法令の規定により取得する可能性があるのでその取扱いについて規定している。

- ・ 3 条は議会としての責務を定め、機関として義務を課される場合 に議会としており、9、11、13 条のように処分等の具体的な行為を行う場合、議会と定めると議会としての意思決定、議決を要すると解されることとなる。議決によることとすると過大な手続きを要することとなりかえって住民利益を害することとなると考えられるので議長としている。

- ・ 第 4 条 1 項は個人情報の保有にあたっては、法令の規定により議会の権限に属する事務を遂行するため、必要な場合に限りかつその利用の目的をできる限り特定しなければならないとしている。それぞれの条文はそれぞれ規定のとおり。 議員については新しい個人情報保護条例は適用されない。現行の個人情報保護条例について議員について適用されていなかった。 条例例についても、議員についてはその職務の範囲が広範かつ法 令上明確でないことや議員が取得した情報を含めると議員活動に制限を加えてしまう恐れがあるため適用対象とはされていない。

- ・ 議員個人や政治団体について、個人情報保護法第 16 条第 7 項の「個人情報取扱事業者」として法第 4 章（個人情報取扱事業者等 の義務等）の規律の適用がある場合も想定される。その上で、法第 57 条第 1 項第 4 号の規定により、政治団体が政治活動（これに 付随する活動を含む。）の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合には、法第 4 章の規定の適用が無いものの、このような場合においても法第 57 条第 3 項の自主的措置を講じるべき努力義務が課せられている。

- ・【個人情報保護法 1 6 条】⑦この章、第六章及び第七章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索す ことができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十一条第一項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。

- ・ 条例例における議会と議長の使い分けについては、改正後の個人情報 保護法上は行政機関及び行政機関の長等との文言の使い分けがされているが、地方公共団体においては地方公共団体においてはどちらも地方公共団体の機関を意味する。個人情報保護委員会としては権限行使 の主体や具体的

義務の対象については行政機関の長を、その他の者については行政機関の用語を用いている。議会においても議会と議長の使い分けにおいて基本的に同様の整理としている。また次の2点にも留意して使用している。①機関としての義務を課される場合には議会とする、②処分等の具体的な行為を行う場合は、議決を要するとすると過大な手続きを要し、かえって住民利益を害することとなることから議長としている。

- ・個人情報保護法68条の規定である保有個人情報の漏洩が生じた場合の個人情報保護委員会への報告については、個人情報保護法が議会には適用にならないため報告義務がないことから規定していない。【個人情報保護法68条】①行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

- ・12条5項の保有特定個人情報の利用及び提供の制限については番号利用法の規定に合わせて読み替えて規定をしている。今後法改正があった際に改正対象をより分かりやすくするためである。改正個人情報保護法71条は外国にある第三者への提供の制限について規定しているが、議会においては外国への個人情報の提供は想定できないので規定していない。

- ・改正個人情報保護法121条の匿名加工情報の取り扱いにかかる義務の規定は地方公共団体の意思決定機関である議会が匿名加工情報を第三者に提供することは想定されないとして相当する規定は設けられていない。(法123条1項についても同様)【個人情報保護法121条】①行政機関等は、匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

- ・第3章は個人情報ファイルについて定めるものであり、自治体は今後ファイル簿の作成、公表することが定められるので議会も同様に規定を置いている。なお、個人情報保護法75条5項で、法は地方公共団体の機関が条例の定めるところにより個人情報ファイル簿とは別に個人情報の保有の情報に関する事項を記載した帳簿、いわゆる登録簿を作成し、公表することを許容しているので執行機関が定める条例の規定上登録簿を規定した場合には、条例例にも規定するかどうかの調整が必要となる。登録簿を規定する場合は条例例の第2章の個人情報の取り扱い中に規定することが考えられる。

- ・第18条2項は法定代理人、または本人の委任による代理人も本人に代わり開示請求することができるとした規定であり、これまでの条例では法定代理人のみしか開示請求を認めないとする団体が多かったと思うが、今回の法改正で委任により代理人も開示請求することができると規定したため条例例でも規定している。

- ・53条1項における罰則の対象には議員(議長含む)は含まれない。長や副知事・副市町村長は、罰則の対象とされており、これとの均衡が問題となるが、①議会における議員の自由な発言の保障の必要性は高いこと、②(免責特権がない)地方議会議員に対し、発言について罰則を設けることは萎縮効果を生じるおそれがあること、③国会議員についても罰則は設けられていないこと等から、議員に罰則を設けないこととする。なお、議員に罰則を課さなかったとしても、議員の職務

に背いた発言を行った場合、議員の属する議会の地方公共団体は、国家賠償法の規定による損害賠償責任を負う場合がある（最判 H9.9.9 民集 51.8.3850）。

・第 55 条においては職員がとなっているが、議長については事務を統理することとなっている職責上、いわゆる地方自治法 104 条の事務を統理することとなっている事務統理権、事務局の職員と同様に罰則の対象にすべきとの考えもあったが対象としていない。その理由は、①罰則は作為又は不作為義務を規定するところで、議長は権限行使の主体であるが、条例で義務を負うのは機関としての義務であり議長でないこと、②議長である議員が得た個人情報に議長として得たものか議員として得たものか判断が困難であるケースが予想されること、③議長に罰則を科すと議長経験者である議員すべてが対象となり議員としての活動に支障をきたす恐れがあることから対象外とした。なお罰則を定めるかどうかは各議会の判断となり検察庁との協議（2 か月程度）が必要となる。

個人情報保護条例例における具体的事案

Q：条例(例)第 2 条で「個人情報」とは、生存する個人に関する情報と規定されているが、「死者の個人情報」は条例の対象にできないのか。

A：これまで各団体で策定されていた現行の個人情報保護条例では、死者の個人情報も個人情報として扱っていたものもあったが、個人情報保護法において個人情報とは、「生存する個人に関する情報」とされていることから、本条例(例)でも同様に「生存する個人に関する情報」とした。個人情報保護法の解釈では、「法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであり、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、「個人情報」の範囲に死者に関する情報は含まれていない。なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報に該当する」としている。

Q：議員が何らかの個人情報を得る手段は、むしろ事務局が関わらない市民等と接触してその声を拾い上げる活動や、執行機関に対する資料の提出要求・質問聞き取りの場面が主ではないかと思われる。そこで、どのような点から「考えにくい」と判断されたのか、御教示ください。

A：「議会(議長)」あてに提出される請願、陳情、要望書等や執行機関から送付される文書、資料等については、議会事務局で収受し、内容により処理するのが通常の扱いとなります。「議会」として、「議員が単独で職務上作成し、又は取得する個人情報は考えにくい」という趣旨です。照会のような議員の個人的な議員活動の中で市民等と接触してその声を拾い上げることや、一般質問の準備として執行機関への資料要求はあるものと考えられますが、それらについては、「②議員の職務の範囲は広汎かつ法令上明確でないことから、議員が職務上作成し、又は取得した個人情報を保有個人情報に含めると、過度に広汎な規制となる恐れがある」ことから条例(例)では議員を対象としなかったものです。

Q：議会運営委員会等の議会内部の会議体を審査会として諮問することは可能（法的に有効）か。

A：議会運営委員会に議会という議決機関の組織そのものの管理及び運営に関する附属機関とすることについては、議会運営委員会が法制化された当時は想定されていなかったと思われる。このことから、議運の所管が今後、無制限に拡大するおそれがあることから、消極に考える。

所感（成果）

議長会から示された条例例に対して、日進市議会としてどこをどのように変えることが適当であるのか、その判断をどのようにすればよいのか、わからないことが多い議会の個人情報保護条例制定であったので、今回のセミナーでは具体的な疑問に対する回答も示され、理解を深めることができた。

本条例は、適用するような事案が発生した際に、改めて条文を見ることになるように思うが、その時の議長、事務局が困ることのないよう、制定時における出来得る限りの検討を日進市議会としてはできたのではないかと考えている。

シリーズ・マニフェスト大賞 2022 オンライン研修会 議会改革と課題解決の最前線～第一弾市議会改革編～

日 時：令和5年1月31日（火）午前9時30分～正午

会 場：完全オンラインのため、会場は特になし

参加者：66名

主催：ローカルマニフェスト連盟／マニフェスト大賞実行委員会

共 催：早稲田大学マニフェスト研究所

I 限 09時30分-10時10分

岩手県奥州市議会からの報告

「議長マニフェスト」市民への約束 ～不断の議会改革に対する決意～

「スピード重視の政策決議提案」民意実現のために～当局計画への施策取込作戦～

報告者：菅原由和議長

この議長マニフェストは、議長選挙時の所信表明に基づき、議会改革に不断の努力を重ね、最大目的たる住民福祉の向上に繋げるため、議員、事務局職員、何より市民の皆さんと「チーム奥州市議会」として取り組む決意から公表したものである。そのポイントは、任期4年間の工程表において議会内の各組織に具体的役割を提示したことで、即時着手と市民への見える化で説明責任を明確化したことにある。今後、第三者検証を踏まえ、随時進捗を公表していく。

>>>

▼第17回マニフェスト大賞 審査委員講評

■奥州市議会（岩手県奥州市）

改選後の2022年3月28日の臨時会で議長に就任した菅原由和氏は議長選所信表明に基づき、5月に「議長マニフェスト」を公表した。議員、事務局職員、市民と「チーム奥州市議会」として取り組む決意を示した形。「議会活動の『見える化』」など3項目の基本的な考え方により、5項目の「重点項目」を提示。さらに具体的な改革項目を4年間の工程表で明示しているのが特徴（担当する委員会も明記）。市民に工程表を公表したことで議会には大きなプレッシャーがかかるが、説明責任の明確化という観点からも注目される取組み。市議会では「政策立案等に関するガイドライン」を策定し、政策決議提案の実効性向上に取り組むが、先の市議選は無投票だった。議長マニフェストが議会への市民の関心を高め、議員のなり手不足解消につながるかも注目

2022年3月改選

今任期から、議長就任希望者の所信表明は議場で行うこととした。これは、「市民への約束」だから。

さらにそれを「議長マニフェスト」にまとめ、工程表も公表

議長マニフェスト I

①奥州市議会の「見える化」の推進に努めます

- ・実行計画による実行目標と工程の明確化
- ・各委員会の活動状況等の見える化

- ・ 議会改革の取り組み状況とアウトカムの評価・公表
- ・ 議会 ICT 推進方針の明確化

議長マニフェストⅡ

- ②広報・広聴活動の充実・強化を図ります
- ・ 広報と広聴機能の一体的な取組体制の整備
- 広聴を加えて議会広聴広報委員会に改組
- ・ 様々な世代の市民参画と多様な市民意見の把握
 - ・ 広報の工夫と充実を図り市民にわかりやすい情報発信

議長マニフェストⅢ

- ③政策立案・政策提言サイクルの充実・強化を図ります
- ・ 決算・予算審査の連動による政策提言サイクルの構築
- 新たに決算認定において政策提言を付帯決議し、新年度予算審査で連動へ（9月）
- ・ 広聴活動で把握した市民委員を反映させる仕組みづくり
- ワールドカフェによる民意把握の充実方針決定（7月）
- ・ 各常任委員会の継続した政策提言の実施とフォローアップ
- 政策提言とフォローアップのための所管事務調査（5月以降随時）

議長マニフェストⅣ

- ④議員間討議の制度化による十分な審議と市民への説明責任に努めます
- ・ 対話をベースにした議員間討議の制度化
- ワールドカフェによる論点整理を目指す（今後随時）
- ・ 重要課題等の十分な審議と合意形成、結論に至る経過の明確化
- 議員間討議の制度化と情報公開の徹底を図る（今後随時）

議長マニフェストⅤ

- ⑤議員のなり手不足解消の調査研究と対策の実施、主権者教育の推進に努めます
- ・ 議員のなり手不足解消に向けた調査研究と対策の実施
 - ・ 議員定数及び議員報酬の在り方の調査研究
 - ・ 小中高生・若者・女性との模擬議会、ワールドカフェや議場・議会見学会の実施と主権者教育の推進

工程表（令和4年度～令和7年度）＝議長マニフェスト実行計画

質疑応答

Q：議長任期は？

A：4年間。

Q：議員間討議のワールドカフェは正式な会議なのかどうか。

A：まだ試行的な形なので正式な会議ではない。これから。

Q：フォローアップの一般質問での是正要求は誰がおこなうのか。

A：委員会の委員が行う形になると思います。

>>>

Ⅱ限 10時25分-11時05分

福島県会津若松市議会

「市民意見を起点とし「課題解決」につなげる政策サイクルのさらなる充実～通年議会の導入と議会活動評価モデルの取組～」

報告者：議会運営委員会 松崎新委員長

「会津若松市議会は、議員間討議が何故うまく成立しているのか？」という質問をよく受ける。それは、平成20年6月に制定した議会基本条例に基づき、市民福祉の向上を目的とし、市民意見を起点とする政策サイクルの確立と実践を地に足を付けて行ってきたからである。令和4年度は、通年議会を導入し、政策サイクルのさらなる充実を図るとともに、議会活動評価モデルの実装に向けた取組を行っている。

>>>

▼第17回マニフェスト大賞 審査委員講評

■会津若松市議会（福島県会津若松市）

言わずと知れた議会改革のトップランナーの一つ。2022年8月に通年議会を導入し、併せて政策サイクルを構成するツールの再設計を行った。それは、これまで議会閉会中に行ってきた市民との意見交換会及び政策討論会の調査研究活動を、予算決算委員会（常任委員会）の所管事務調査に位置付けるというもの。公募の市民2人も加わる政策討論会議会制度検討委員会は議会制度検討特別委員会に改組（市民委員は参考人に）。こうした制度設計も先駆的だが、同委員会において議会活動が住民福祉の向上に役立っているかを客観的に評価するため議会活動評価モデルの実装に向けた取組みを始めていることはより注目される。議会改革の本質を追求する議会づくりに些かのぶれがない。

はじめに

会津若松市議会のマニフェスト 表1

何をやりたいのか、後に戻ることはない約束事を整える

「議会の制度設計、政策サイクル」

1. 議会基本条例の実践、必要であれば制度を追加

住民福祉の向上へ向けた「政策サイクルの主要3ツール」

①市民との意見交換会・・・市民の聴取

通年議会の導入に合わせ、予算決算委員会の所管事務調査に位置付け

②広報広聴委員会・・・意見の整理、問題発見、課題設定

③政策討論会（分科会、議会制度検討委員会）・・・問題分析、政策研究

1-①政策サイクル（議員任期4年間のサイクル）

③の政策討論会は通年議会導入にあわせ、予算決算委員会の所管事務調査の位置づけ

1-② 政策サイクル

事務事業を評価するのか政策を評価するのか。政策を見た方がよいのではないか。

それは、例えば敬老祝い金の効果を考えた時にそういう話になった。

1-③ 政策課題の研究事例（第一分科会）

1-④ 議会が、市民の声を聴き政策づくり 具体的に提言・市民のための事業へ

地域によって異なる状況があり、地域内分権の必要性を認識。湊地区では、スクールバス運行しているが、学校への距離の関係で中学生は利用できても小学生は利用できない。一方、コミュニティバス（運行はNPO）も湊地区には走っている。利用がとても少ないという実状がある。そこで、小中学生をコミバスに乗車できるかどうか、利用するなら課題をどうクリアするか。スクールバスの所管は教育委員会、コミバスの所管は企画政策部、それを繋ぐのが議会。

2-① 通年議会の導入

通年議会にすることで、すべての会議を正式な会議に位置付け
これまでとやってきたことは変わらない。

市民との意見交換会、政策討論会を予算決算委員会の所管事務調査として位置付けることとした。
市民意見を各分科会で活かすこととしている。

2-② 通年議会の導入 委員会等の校正

議会制度検討特別委員会…議会活動評価モデルの実装、政策サイクルの発展に係る調査研究を行う。

3-① 議会活動評価モデル 成熟度評価の5つの視点

3-② 議会活動評価モデル 議会成熟度評価サイクル

議会制度検討特別委員会内での同意事項

2年目に中間報告、3年目で政策提言及び決議等に係る調査、4年目で内部評価外務評価

3-③ 議会活動評価モデルの実装に係る調査研究

目的：本市議会における政策サイクルを中心とした議会改革の評価と議会改革に継続して取り組むための仕組みづくりの構築

理由：本市議会では、平成20年に制定した議会基本条例に基づき議会改革に係る各種取組が行われているところであり、特に市民意見を起点とした政策サイクルは、その根幹を成すものである。この議会改革への取組については10年以上経過しているが、あらためて本市議会の取組が住民福祉の向上に資するものとなっているのか、その評価を行う必要がある。

3-④ 議会制度検討特別委員会における今後の取り組み

「議会活動に係る評価の在り方に関する検討」

- ・ 評価を所管する会議体制及びその構成
- ・ 評価サイクル及び評価に取り組む期間
- ・ 評価対象とする期間
- ・ 評価にあたり必要となる取組とその手法及び期間
- ・ 外部評価の在り方
- ・ 政策サイクルにおける評価の位置づけ

「議会活動に係る評価にあたり必要なルールづくり」

- ・ 議会活動評価の実施に係る要綱（案）
- ・ 議会活動評価実施要領（案）
- ・ 議会活動外部評価委員会開催要項（案）

私の質問

議会制度検討特別委員会の参考人2名は市民とのこと。どのように選ばれるのですか。

公募。できれば男女1名ずつとしたい。応募には、文章を書いてもらっている。

任期は2年ないしは4年です。特別委員会の課題によって変わります。

市民の反応は？司会者からの質問

市民意見は深堀します。つまり、なぜそれを言われるのかを聞くようにしている。そして、市民が以前に出した意見が取り上げられ、施策として変わるのを喜んでもらっている。

議長は、4年のサイクルでやってきていて、同じことを次の4年でやろうとしていたら、それ以前の4年間は何をやってきたのということになります。「チーム議会」として、何をやるのか、何が求められているのか、住民の福祉の向上ということで。個別の計画は行政計画にあります。公共交通について、あったらいいだけでなく、使わないとダメなので、あるためにはそのためにはどうすればいいのか、議会として考えていく。

評価ができるのかとよく聞かれるが、それは計画を議会がどう立てるかということにつける。

>>>

Ⅲ限 11時20分-12時00分

登別市議会「多様性のある議会の実現へ」

報告書：辻ひろし議長

ICTや住民との情報共有を中心とした約15年にわたる議会改革は一定の効果を得てきた。しかし、ややもすれば仕組みづくりが優先され、課題解決手法として十分に活用できていない実態があった。改めて「多様性のある議会」の実現を主眼に、これまでの諸制度の総点検と改善を実施した。議会フォーラムやオンライン委員会、高校生への主権者教育を通じ、改革による諸制度の意義を見つめ直した。結果、議会改革度調査ランキングでも全国2位と大幅なランクアップとなった。

>>>

▼第17回マニフェスト大賞 審査委員講評

■登別市議会（北海道登別市）

登別市議会は早くから議会改革に取り組んできた。市民との意見交換と情報共有を目的とする議会フォーラムや市民・専門サポーターの設置はもとより、2007年度から常任委員会ごとに活動計画を策定し、委員会として政策提言を行っているのは先駆的かつ議会の機能強化を図る取組みとして注目される（任期の最後に活動報告）。2021年に就任した議長が、「多様性のある議会」の実現を主眼に、これまでの諸制度の総点検と改善を諮問したことで改革が加速。女性が議会に参画しやすい環境整備、議会事務局職員提案制度（規程）の制定、地元高校生への主権者教育の実施など、制度と「多様性」が徐々にかみ合ってきた。さらなる相乗効果と議会の存在感向上に期待したい。

議員が変わっても、継続的・論理的な議会活動が続けられるしくみづくりが必要！

→若手や政治未経験者、女性など幅広い議員が活躍できるしくみづくりへ。

「多様性のある議会の実現」

「議会改革の始まりはデジタル推進から」の考えで、平成12年度からIT推進に関する特別委員会の設置し、平成14年度からノートPC議場持ち込みをOKとした。現在も、(サイドボックス等の)

特別なシステムを使うことなく、Google、サイボウズでやっている。

質問

議会フォーラムの内容は？

テーマを決めて、議会がどう取り組んでいるかを委員会ごとに分かれて、市民に伝え意見交換を行っている。既に15回を迎えている。テーマは広報広聴委員会が決めている。

中・高校生への主権者教育はどのようにして？

学校や現場の先生に売り込んでいって、教育委員会を通すのではなく、先生側からのニーズでできたのが大きい。

事務局体制は？

6名が正職、会計年度任用職員が2名。会議録のアップは、なるべく早くということで行っている。市民サポーターはどう選ぶ？どういう意見を言われるの？

基本は公募です。それで出て来ていただいている方は2名か3名なので、委員会で3名なので、それ以外はこちらからお願いしています。委員会で取り組んでいることについてご意見を聞かせていただいたりしています。

議員自己評価集計表は議会基本条例に係る評価表として毎年度挙げている。議会基本条例に係る活動検証は2年ごとに実施している。

所感(成果)

3つの議会とも議会としての存在感が非常に高いと感じた。それは、市民にとって、議会が何をやっているのかが見えていることに直結するように思う。

奥州市議会における「議長マニフェスト」は、はっきりと市民に対してのものでもあることを明言いただき感心させられた。議長任期が4年間だからこそと思うが、工程表も作って、議会全体でそれぞれの責任を果たしていこうとする決意が感じられ、本当に素晴らしいと思った。

会津若松市議会は、通年議会にすることにより、予算決算委員会の所管事項調査として市民との意見交換会及び政策討論会を位置付けたという報告に、非常に興味を持った。やっていることは、これまでとは変わらないと言われていたが、閉会中に実施することと、通年議会の中で実施することの違いについては、さらに調査研究する必要があるとも感じた。

登別市議会については、20年以上前からIT推進の特別委員会を設置しておられ、取り組みの早さに驚かされた。議会基本条例に基づく評価検証を、議員自己評価を毎年度、議会の活動検証を2年毎に行っていると聞き、日進市議会でも取り組むべきと強く感じた。

参考 第3号様式 (第13条関係)

令和4年度政務活動費会計帳簿

NO1

議員氏名 舟橋 よしえ

(単位: 円)

年月日	摘 要	収 入	支 出	残 高	科 目	領 収 書 番 号
R4. 4. 20	令和4年度交付分	150,000		150,000		
R4. 4. 27	意見交換会会場費		834	149,166	広聴費	1
R4. 5. 19	日本教育新聞購読料		5,500	143,666	資料購入費	2
R4. 7. 12	研修会参加費		5,000	138,666	研修費	3
R4. 8. 12	意見交換会会場費		834	137,832	広聴費	4
R4. 9. 23	意見交換会マイク代		166	137,666	広聴費	5
R4. 10. 14	意見交換会会場費		834	136,832	広聴費	6
R4. 11. 18	セミナー受講料		15,000	121,832	研修費	7
R5. 1. 14	研修会参加費		4,000	117,832	研修費	8
合 計		150,000	32,168	117,832		

参考 第4号様式

令和4年度政務活動費領収書等貼付用紙

NO1

議員氏名 舟橋 よしえ

領収書番号1

領 収 書	
日進市議会 政策研究G 未来社様	2022年4月27日 No. 12564
金額	¥ 2 5 0 0
但	施設・附属設備使用料
入金内訳	として 上記正に領収いたしました。
現金	本社 〒470-0128 愛知県日進市浅田平子二丁目245番地3 TEL052-800-0071 FAX052-800-0072
クレジット	日進アシスト株式会社 日進市民会館 電話：0561-72-0955
	取扱者

会派3議員で按分。 舟橋 834円、臼井 833円、山田 833円

令和4年度政務活動費領収書等貼付用紙

NO2

議員氏名 舟橋 よしえ

領収書番号2

領 収 証

日進市議会議員
舟橋 よしえ 様
(コード: 61-514109)

金 額 : ￥5,500-

但し 日本教育新聞 購読料

購読期間(年月) : 2022年4月 ~ 2022年5月

支払方法 : コンビニエンスストア払い

領収日 : 2022/5/19

上記の金額正に領収いたしました

株式会社日本教育新聞社
東京都港区白金台3-2-10
TEL 03-3280-7025

印 収
紙 入

扱
者
印

参考 第4号様式

令和4年度政務活動費領収書等貼付用紙

NO3

議員氏名 舟橋 よしえ

領収書番号3

領 収 書

日進市議会議員 舟橋よしえ様

¥ 5000-

但：マニフェスト大賞2022 キックオフ研修会「ローカル・マニフェストで地域から日本を変える」参加費として

領収日：2022年7月12日
No. 17065206

ローカル・マニフェスト推進連盟事務局
一般社団法人マニフェスト研究会
代表理事 中村 健
〒162-0041
東京都新宿区早稲田鶴巻町517番地1
ドラード早稲田402
電話：03-6709-6739

領収書番号4

領 収 書

日進市議会

2022年8月12日

No. 13003

政策研究会「未来ネット」様

金額

¥ 2 5 0 0

カード決済時
は印紙不要

但

施設・附属設備使用料

として
上記正に領収いたしました。

入金内訳

現金

クレジット

本社

〒470-0128

愛知県日進市浅田平子二丁目245番地

TEL052-800-0071

FAX052-800-0072

日進アシスト

TEL(0561)72-0955

FAX(0561)72-0958

〒470-0115

愛知県日進市折戸町笠寺山62番地3

日進市民会館

TEL(0561)72-0955

FAX(0561)72-0958

取扱者

会派3議員で按分。 舟橋 834円、白井 833円、山田 833円

参考 第4号様式

令和4年度政務活動費領収書等貼付用紙

NO4

議員氏名 舟橋 よしえ

領収書番号5

領 収 書	
2022年 9 月 23 日 No. 13108	
日進市議会 政策研究G「未来ネット」様	
金額	¥ 500
但	施設・附属設備使用料
入金内訳	現金
本社	〒470-0128 愛知県日進市浅田平子二丁目245番地3
TEL052-800-0071	FAX052-800-0072
日進アシスト株式会社	〒470-0115 愛知県日進市折戸町笠寺山62番地3
TEL(0561)72-0955	FAX(0561)72-0958
日進市民会館	
取扱者	

会派3議員で 按分。舟橋 166円。白井 167円。山田 167円

領収書番号6

領 収 書	
2022年 10 月 14 日 No. 13223	
日進市議会 政策研究G「未来ネット」様	
金額	¥ 2500
但	施設・附属設備使用料
入金内訳	現金
本社	〒470-0128 愛知県日進市浅田平子二丁目245番地3
TEL052-800-0071	FAX052-800-0072
日進アシスト株式会社	〒470-0115 愛知県日進市折戸町笠寺山62番地3
TEL(0561)72-0955	FAX(0561)72-0958
日進市民会館	
取扱者	

会派3議員で 按分。舟橋 834円。白井 833円。山田 833円

参考 第4号様式

令和4年度政務活動費領収書等貼付用紙

NO5

議員氏名 舟橋 よしえ

領収書番号7

領収証

No.

日進市議会議員
舟橋よしえ 様

2022 年 11 月 18 日

金 額

¥15,000

内

消費税等

現金

但 11月18日セミナー(オンライン)受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究所

領収書番号8

領 収 書

日進市議会議員 舟橋よしえ様

¥ 4000-

但：シリーズ・マニフェスト大賞2022 オンライン研修会「議会改革と課題解決の最
前線」《第一弾：市議会改革編》参加費として

領収日：2023 年 1 月 14 日
No. 19494709

ローカル・マニフェスト推進連盟事務局
一般社団法人マニフェスト研究会
代表理事 中村 健

〒162-0041
東京都新宿区早稲田鶴巻町 517 番地1
ドロード早稲田402
電話：03-6709-6739